**集合研修における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン**

**（第１版）**



**一般社団法人　島根県臨床検査技師会**

**令和３年４月1日**

**１．はじめに**

　島根県臨床検査技師会は、新型コロナウイルス感染症禍における集合研修のあり方について「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(内閣府)を参考に以下のガイドラインに沿って運営する。

**２．集合研修開催について基本的な考え方**

　開催にあたっては、①感染源の持ち込み防止②手指衛生の徹底③3密の回避④感染発生時の迅速な対応を基本に県内の感染状況等を勘案して安全な開催ができると判断した場合に開催可能とする。

　県内あるいは開催地において人口10万人当たりの患者数が2.0を超える、または連日感染者が発生している、感染源不明の感染者が30％以上など安全な開催が困難と判断した場合は島根県臨床検査技師会会長が中止、縮小の判断をする。

**３．会場について**

・入場数の制限　（研修会の定員は、会場の収容定員数の半数を上限とする。）

・受講者の間隔確保（3人掛けに2名以下、2人掛けに1名着席）

・教卓にアクリル板の設置

・1時間に1回以上の換気（窓やドアの開放等）

・会場施設ならびに共通接触物の定期的な消毒（ドアノブ、電気スイッチ、マイク、机等）

・手指消毒剤の設置

・休憩時間の十分な確保（予めトイレの場所や数を把握し密にならないよう運営する。）

・ごみ箱は設置せず、ごみの持ち帰りの徹底

・テキスト資料等の配布は据え置き方式（手渡しの廃止）

**４．受講者について**

・健康確認（事前、当日の体温、健康状態の確認等）

・会場に入る前の検温

・マスクの着用

・手指消毒剤の使用の奨励

・受講中の体調管理（体調不良の場合は速やかな退出依頼）

**５．主催者（当日運営スタッフ等）について**

・健康確認（事前、当日の体温、健康状態の確認等）

・マスクの着用

・手指消毒剤の使用の奨励

・必要に応じてのフェースシールドの着用

・運営スタッフ間もできるだけ2ｍ（最低1ｍ）の距離を保ち、人員配置

・講師についても同様に健康確認等を行う。

・県外講師の流行地域からの来県はその必要性を考慮し判断する。

・本ガイドラインに沿った研修が開催できる充分なスタッフを確保する。

**６．受講者および主催者の安全確保における対策**

・受講者および当日運営スタッフが以下に該当する場合は欠席するように要請する。

①　当日自宅で検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合

②　発熱をしていなくとも、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、味覚・嗅覚障害、咳・咽頭痛などの症状があった場合

③　同居家族に感染者が発生した場合

④　感染者の濃厚接触者として自宅待機の指示を受けている場合

⑤　過去14日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航履歴のある場合、もしくは該当者との濃厚接触がある場合

**７．受講者または当日運営スタッフへの連絡体制の構築**

感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるようにする。

・所属先および緊急連絡先を把握しておく。

　当該情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供される可能性があることを周知する。

・研修会開催後14日以内に感染が判明した場合、感染が疑われる症状がでた場合の対応方法や対応窓口等について予め受講者に周知する。

・連絡方法、手順、担当者等は事前に決めておき周知する。

**８．受講者または当日運営スタッフに新型コロナウイルス感染者が発生した場合**

・研修終了後2週間以内の症状出現や「感染確定者」または、「濃厚接触者」と判定された場合は速やかに連絡する。

・受講者および当日運営スタッフ全員に速やかに連絡する。

・開催施設へ速やかに連絡する。

・感染者の人権には十分に配慮し、個人名が特定されることが無いように留意する。また、感染拡大防止を目的とした個人情報については、適切な取り扱いを行う。

・保健所等の聞き取りには協力し、必要な情報提供に努める。

**９．集合研修受講（感染対策）についてのお願いおよび研修受講者体調確認票の記載について**

　研修受講者に対して、事前に「集合研修受講（感染対策）についてのお願い」ならびに「研修受講者体調確認票」を配布し内容の周知と記入を依頼する。

**１０．その他**

感染状況によっては対面を中止し、全受講者がリモートによる参加となる可能性があることを周知

する。

**集合研修受講（感染対策）についてのお願い**

研修受講者の皆様へ

一般社団法人　島根県臨床検査技師会

　島根県臨床検査技師会では、集合研修等開催する場合には、新型コロナウイルス感染防止に向けた対策を講じ実施いたします。

　研修受講で会場に来られる皆様には、感染予防の観点から、下記についてご協力をお願い致します。来られた時の状態によっては入場をお断りする場合がありますので、開催までに以下の内容をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いします。

**１．研修受講をお断りする場合**

　　　研修開催前2週間～前日までに感染確定となった場合や国内の感染拡大地域や外国への往来歴がある場合、または37.5度以上の発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状があった場合は、受講を取りやめていただきます。

また、研修会当日、上記同様の症状が出現した場合は、受講を取りやめていただきます。

**２．受講者へのお願い**

　・所属施設の県外移動や施設外研修受講などの方針に従い、研修参加を決定してください。

　・研修受講の際は、各自健康チェックを実施してください。

**《来場時》**

　①マスクの着用（持参）と手洗い、アルコール消毒剤による手指消毒にご協力ください。

　②「研修受講者体調確認票」（様式１）を受付に提出してください。

**《研修中》**

　①受講者の間の距離を確保し、座席指定とします。

　②研修室の扉は、換気のため常時開放また、定期的に窓等の開放により換気させていただきます。調整できる服装、掛物等をご準備ください。

　③筆記用具を持参し、他者との共有を控えてください。

　④講義・演習方法等、当初の予定と異なる場合があります。

　⑤会場での食事や他者との大きな声での会話はご遠慮ください。

　**《研修終了後》**

　・研修終了後2週間以内の症状出現や「感染確定者」または、「濃厚接触者」と判定された場合は、島根県臨床検査技師会まで必ずご連絡ください。

・「研修受講者体調確認票」（様式1）は、個人情報保護方針および規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的外の利用はいたしません。

１ヶ月保管後、破棄します。

**３．研修開催中止時の連絡**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あらかじめ研修の中止を決定した場合は、1週間前をめどに、メールにて各施設の連絡責任者に連絡します。

緊急事態宣言の発令や、主催者、受講予定者等の感染状況により、急遽、研修を中止する場合は、島根県臨床検査技師会ホームページへの掲載によりお知らせしますので、研修当日は必ず最新情報を確認の上、来場ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 様式　1

**研修受講者体調確認票**

必要事項をご記入の上、研修の当日受付に提出をお願いします。

研修日　令和　　　年　　　月　　　　日　　　　研修名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

所属　　 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）氏名　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

緊急連絡先（携帯番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| **状態・症状の項目** | **現在の状況** |
| 体温 | ℃ |
| 鼻汁・鼻閉 | あり　　　　　なし |
| 咽頭痛 | あり　　　　　なし |
| 咳 | あり　　　　　なし |
| 呼吸困難 | あり　　　　　なし |
| 全身倦怠感 | あり　　　　　なし |
| 味覚障害・嗅覚障害 | あり　　　　　なし |
| 頭痛 | あり　　　　　なし |
| 嘔気・嘔吐 | あり　　　　　なし |
| 下痢 | あり　　　　　なし |
| その他 | あり　　　　　なし |
| 直近2週間以内に発熱や上記の症状はありませんか | あり　　　　　なし |
| 家族・身近な人に上記の人はいませんか | あり　　　　　なし |
| **移動歴・接触歴等** |  |
| 2週間以内に県外への移動歴・居住歴がありますか※生活（通勤、買物等）圏域に属する県境の往来は除く | はい　　　　　　いいえ期間　　月　　日～　　月　　日場所　（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 2週間以内に新型コロナウイルス患者や濃厚接触者との接触がある | はい　　　　　いいえ |
| 2週間以内に県外への移動歴・居住歴がある方との接触がある※生活（通勤、買物等）圏域に属する県境の往来は除く | はい　　　　　　いいえ都道府県名（　　　　　　　　　　　　） |

研修当日の体調について下記にご記入ください。

※受講要件

　　体温37.5度以下、「状態・症状の項目」の全ての項目が「なし」、かつ「移動歴・接触歴の項目」の全ての項目が「いいえ」であること。

※研修終了後2週間以内の症状出現や「感染確定者」または、「濃厚接触者」と判定された場合は、島根県臨床検査技師会まで必ずご連絡ください。

※「研修受講者体調確認票」は、個人情報保護方針および規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的外の利用はいたしません。

また１ヵ月保管後、破棄します。

<お問い合わせ先>　一般社団法人　島根県臨床検査技師会　事務局

TEL：0852-20-2922　　　E-mail：shimane-amt@sanmedia.or.jp